

青梅市立学校施設のあり方審議会条例

(設置)

第1条 青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について調査審議するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、青梅市立学校施設のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校施設の規模および配置計画の方針に関すること。
- (2) 前号の方針にもとづく学校施設の整備に関すること。
- (3) その他学校施設の規模適正化にかかる施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験または専門的知識を有する者 2人以内
- (2) 青梅市立学校長 2人以内
- (3) 青梅市立学校PTAの代表者 2人以内
- (4) 青梅市自治会連合会の代表者 2人以内
- (5) 主任児童委員の代表者 2人以内
- (6) 市民 4人以内

2 教育委員会は、前条各号に規定する事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会および第8条の部会に、教育委員会が委嘱する臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行うことができる。この場合において、オンライン会議への出席を第2項の出席とみなす。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経緯および結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議については、第6条および前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育総務担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日とする。